

# 寄居町にトンボ公園を作る会規約

## 1. 会の目的

この会は町の自然を守ると共に、自然とのかかわりを深めて行く中で、会員相互の交流を図りつつ町の活性化と子供達の自然に対する教育に大きく貢献してゆくことを目的とする。

## 2. 入会資格

この会は個人、団体等誰でも入会することが出来る。

## 3. 役員 の 構成

3-1 役員は会員の中より選出し、構成は次の通りとする。

3-2 代表（1名）、副代表（2名）、その他幹事若干名を置く。

3-3 事務局（2名）、会計（2名）、監査（2名）を幹事の中より選出する。

## 4. 幹事会の構成

代表、副代表、幹事にて幹事会を構成する。

## 5. 役員 の 選出 と 任期

5-1 役員は幹事会で選出し、総会の承認を得て任命される。

5-2 任期は1年とするが、再任することが出来る。

5-3 役員 の 氏名 及び 住所 を 本規約 に 別紙 添付 し 保管 すること。

## 6. 個人情報 の 保護

会員の個人情報は厳重に管理し、会の活動以外の目的に使用してはならない。

## 7. 事業年度

当会の事業年度は、4月1日より翌年の3月31日迄とする。

## 8. 総会

会の総会は毎年5月末日迄に開催する。

## 9. 会費

会費は年会費とし以下の通りとする。

1) 個人会員…2000円

2) 法人及び団体会員…5000円

## 10. 会 の 行 事

10-1. 会報の発行と配布

10-2. ボランティアによる作業

10-3. 自然観察等イベントの開催

10-4. その他、トンボ公園づくりに関連ある事業

11. その他必要に応じ幹事会で決める。

12. この会の運営は会費、寄附金及び助成金で賄なうこととする。

この規約は平成元年3月12日より発効とする。

この規約は平成17年5月22日に改正する。

この規約は平成18年5月21日に改正する。

この規約は平成22年5月16日に改正する。